

下仁田町ウィズ・アフターコロナ観光支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光客の回復を図るため、募集型及び受注型企画商品を取り扱う旅行会社に対して助成を行うことにより、観光誘客の促進及び観光客の滞在時間の増加を目的とし、その交付に関しては下仁田町補助金等に関する規則(昭和49年下仁田町規則第4号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社とするものとする。

2 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、下仁田町内の有料施設等(食事を含む)及び無料施設等(町内散策を含む)をそれぞれ1か所以上利用する、10名以上のツアーとするものとする。ただし、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置が適用されている地域を出発地又は目的地とするツアーについては、補助対象としないものとする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、令和4年10月1日から令和5年3月15日までに催行するツアーで、貸し切りバス1台につき平日催行5万円、土日祝日催行3万円とする。

2 補助事業者は、新型コロナウイルス感染症予防について、具体的な対策をとらなければならない。

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1)実施計画書及び行程表

(2)旅行業登録票の写し

(3)その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 当該申請の内容が適当でないと認めたときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 第4条の交付申請内容を変更しようとする補助事業者は、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、承認が必要な事項は、補助額が増額となる場合のほか、補助事業の計画を大幅に変更する場合とする。

2 町長は、交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは変更交付決定を行い、補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告及び補助金額の確定）

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日から起算して1カ月以内または令和5年3月20日のいずれか早い日までに、補助金交付に係る実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（1）実績行程表

（2）町内有料施設等を利用したことがわかる書類及び立寄り先等の写真

（3）その他町長が必要と認める書類

2 町長は、実績報告の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金の額の確定通知書（様式第7号）を通知する。

（補助金の請求）

第8条 前条第2項により補助金の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由を認めたときは、その事由に該当する全額の取り消し及び返還をさせることができる。

（1）補助対象事業に関する申請、報告、施行等の内容に虚偽が判明したとき。

（2）申請書の提出後、旅行業法等の違反による営業停止等の処分が決定したとき。

（3）補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（4）その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

（事業の委託）

第10条 町長は、必要があると認めるときは、この事業の一部又は全部を委託することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和5年5月31日限り、その効力を失う。